

2025（令和7）年8月29日
淡路交通株式会社

令和7年10月1日運賃改定実施について

淡路交通株式会社（本社：兵庫県洲本市、代表取締役社長：加藤 友彦）では、令和7年7月4日（金）、国土交通省近畿運輸局に一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請を行い、本日、令和7年8月29日（金）付で認可を受けましたので、令和7年10月1日（水）に運賃改定を実施いたします。運賃改定の概要は下記のとおりです。

ご利用のお客様にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜われますようお願い申し上げます。

記

1. 運賃改定の概要

(1) 実施日

令和7年10月1日（水）

(2) 対象路線

一般在来線のうち「淡路－徳島線」および「舞子－福良線」

※「淡路－徳島線」の徳島県内停留所間および「舞子－福良線」の高速舞子起終点区間、また「縦貫線」「由良線」「都志線」「鳥飼線」「長田線」など協議運賃設定路線の片道普通運賃は据え置きます。

※高速乗合バス路線の「三ノ宮－西浦線」「三ノ宮－福良線」の島内オープン乗降区間においても片道普通運賃を改定します。

(3) 運賃比較表

対キロ区間制	現行	改定上限運賃	改定実施運賃
初乗り運賃	160 円	200 円	200 円
基準賃率	41.50 円	55.00 円	----

(4) 主要区間の片道普通運賃

区間	2025.9.30 まで	2025.10.1 から	値上げ額
洲本 BC～徳島駅前	1,690 円	2,120 円	+ 430 円
西淡志知～高速鳴門	890 円	1,110 円	+ 220 円
洲本 IC～津名一宮 IC	580 円	700 円	+ 120 円

陸の港西淡～洲本 IC	540 円	660 円	+120 円
福良～淡路高校前	1,500 円	1,790 円	+290 円
榎列～淡路高校前	1,230 円	1,510 円	+280 円

改定前後の比較運賃は別紙「片道普通運賃改定分新旧対照表」をご覧ください。

(5) 定期旅客運賃の遠距離逡減の変更

〔通勤定期〕

2025.9.30 まで	2025.10.1 から
基準運賃 570 円以下 3.5 割引 580 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 5.5 割引した額を加算	基準運賃 720 円以下 3.5 割引 730 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 5.5 割引した額を加算

〔通学定期〕

2025.9.30 まで	2025.10.1 から
基準運賃 640 円以下 4.0 割引 650 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 8.0 割引した額を加算	基準運賃 800 円以下 4.0 割引 810 円以上は基準運賃が 10 円増す毎に 上記算出額に 8.0 割引した額を加算

(6) 定期旅客運賃

「(5) 定期旅客運賃の遠距離逡減の変更」に伴い、「舞子－福良線」における架橋区間の片道普通運賃は据え置きですが、定期旅客運賃が改定となりますのでご注意ください。

したがって「舞子－福良線」の定期旅客運賃に同調またはこれを算出基礎とする区間を内包する高速乗合バス「三ノ宮－福良線」「三ノ宮－西浦線」「三ノ宮－洲本線」「学園都市－洲本線」(神姫バス・西日本ジェイアールバス・本四海峡バスとの共同運行路線)においても同様に、片道普通運賃は据え置きですが、定期旅客運賃が改定となります。改定前後の比較運賃は別紙「定期旅客運賃表」をご覧ください。

なお、開始日が10月1日以降となる定期券であっても、令和7年9月30日までにご購入いただく場合は現行運賃(改定前運賃)が適用されます。

また、運賃改定日以前にお求めいただく定期券で終了日が運賃改定日を超えるものも、有効期限内は運賃の追加は必要なく、そのままご利用いただけます。

(7) その他

「淡路－徳島線」でご利用いただける金券式回数券(11枚綴り)では、運賃改定日以降は改定後の運賃が適用されます。券面記載の金額とご利用区間の運賃の差額は現金でお支払いください。

以 上

【お問合せ先】淡路交通株式会社 バス事業部

☎0799-22-3121 (平日 8:30～17:30)

<https://www.awaji-kotsu.co.jp/>